

林 政 審 議 会 議 事 録

1 日時及び場所 平成19年4月13日（水）
農林水産省4階 第2特別会議室

2 開会及び閉会の時刻 10：00～12：20

3 出席者

委 員 有馬会長 青山委員 浅野委員 天野委員 池淵委員

岩川委員 魚津委員 岡田委員 海瀬委員 倉沢委員

櫻井委員 下川委員 鈴木委員 沼田委員 早坂委員

前田委員 横山委員 鷺谷委員

幹 事 関係府省

林野庁

4 議 事

（1）平成18年度森林及び林業の動向（案）について（説明事項）

（2）平成19年度森林及び林業施策（案）について（諮問・答申）

（3）その他（説明事項）

- ① 「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について
- ② 「特別会計に関する法律」について
- ③ 松くい虫被害対策について（報告）

午前 10時00分 開会

○岡田林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催させていただきます。

まず、委員の出欠状況についてご報告いたします。本日は、委員20名中、予定では18名の方がご出席の予定でございますが、現在15名の方が出席でございます。当審議会の定足数である過半数を満たしておりますので、本日の審議会は成立をいたしております。

後ほどご予定の方、お見えになるかと思っておりますので、その予定でご了承願いたいと思います。

それでは、会長、お願いをいたします。

○有馬会長 本日は、委員並びに各府省の幹事の皆さんにおかれましては、ご多忙の中をご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

本日は、山本農林水産副大臣が後ほどお見えになる予定でございます。

それでは、議事に入る前に林野庁長官のごあいさつをお願いするわけでございますが、ちょうどお見えになりました。ごあいさつをお願いいたしたいと思います。よろしゅうございますか。

○辻林野庁長官 遅れてすみません。委員の先生方には、ご多忙の中、林政審議会にご出席を賜りまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

本日は、平成18年度森林及び林業の動向（案）につきましてご説明を申し上げ、次に、平成19年度森林及び林業施策（案）についてお諮りをし、ご審議をしていただくこととしております。

今回の白書案では、地球温暖化防止をはじめ、森林に対する国民の多様な期待にこたえるためには健全な森林の育成を支える林業・木材産業の構造改革が必要であるということを提示するとともに、広く国民が森林づくりや国産材利用を進めていくことが重要であるということを示しました。

また、森林吸収源対策の加速化の必要性を示すとともに、森林・林業と山村、そして国有林野の各分野における動向について国民の理解が深まるように努めているところでございます。

また、本日は美しい森林づくり推進国民運動についてご説明させていただくこととしております。

美しい森林づくり推進国民運動につきましては、総理の指示に基づきましてこれを積極的に展開しており、本年2月の塩崎官房長官主催の関係閣僚会合で運動の基本方針を了承されたところでございますし、また環境省と一緒に国民の理解と協力を得ながら国産材利用を通

じた適切な森林整備、森林を支える担い手・地域づくり、幅広い主体の森林づくりへの参加を総合的に進めていくこととしているところでございます。

委員の皆様方には活発なご議論をいただきますようお願いを申し上げまして、ごあいさついたします。よろしくお願いいたします。

○有馬会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、議事次第により進めさせていただきます。

議事（１）平成18年度森林及び林業の動向（案）について、施策部会においてこれは議論いたしました。検討結果の概要につきまして、施策部会の部会長であります私の方から概要をご報告いたしたいと思っております。

平成18年度森林及び林業の動向（案）につきましては、素案段階から施策部会において議論いたしましたので、その経過について概要をご報告申し上げます。

施策部会は、昨年６月と11月、それから、今年に入りまして２月と３月の４回開催いたしております。

第１回でございますが、６月26日でございます。第１回の施策部会につきましては、第１部森林及び林業の動向の作成に当たって特に取り上げるべき事項について審議をいたしております。ここで出されました意見を簡単に申し上げますと、まず、新たな森林・林業基本計画が策定されることから、計画の目指す方向を国民にきちっと示すことが必要である。これが、まず第１点目でございます。

それから、森林の多面的な機能の発揮の上で木材生産が重要であることを示すということが必要である。これが２点目でございます。

それから、３点目が、国産材利用の技術的進歩や、マーケットニーズの変化を踏まえて、林業・木材産業に必要な方向性を記述すべきであろう。

この大きな３点について、まず議論、意見が出されたわけでございます。

これを踏まえまして、第２回の施策部会につきまして、これは11月でございますが、事務局から動向編の構成、それから各章の主な記述事項についての案が示されました。

特に、特集章については、まずテーマを「健全な森林を育てる力強い林業・木材産業を目指して」、こういうタイトルをテーマにして、これまでの国産材の供給体制の問題点や木材需要の動向を踏まえて、今後、林業・木材産業に求められる方向性を提示するとともに、国産材を利用することが健全な森林の育成につながることなど、国産材の利用の意義、健全な森林づくりに取り組むことについての重要性について理解を促していく。国産材の利用の意義や、それ

から健全な森林づくりに取り組むことの重要性を促していくという考え方が示されました。これに対しまして委員から意見をいただきましたが、まず、森林の有する公益機能の発揮のためには、国産材の利用推進、林業・木材産業の活性化が重要であることを国民にわかりやすく説明することが必要である。これが第1点目でございます。

2点目が、林業・木材産業の再生には関係者の意識改革が重要であり、世界的な木材需給動向やニーズの変化、特に林業・木材産業における低コスト化の取組について、できる限りデータや事例などを示して今後の方向性を具体的に示すことが必要ではないかということでございます。

3点目が、森林所有者が誇りを持って森林管理・経営ができるように、持続可能な森林経営を国民で支える必要性を訴えるべきである。国民で支える。その必要性を訴えるべきである。

それから、特集章のところが特に重視されたわけですが、特集章だけでなく、全体として新たな森林・林業基本計画の考え方が反映された白書にすべきではないか。

こういう4点ほどの第1回目より具体的に言われたような指摘がされたわけでございます。

それで、基本的には、先ほど申し上げましたように、「健全な森林を育てる力強い林業・木材産業を目指して」と。この特集テーマを取り上げることで、議論が集約された。これが第2回目までの結論でございます。

これを受けまして、第3回目、今年に入りましてでございますが、前回の会合の意見を踏まえて修正された森林及び林業の動向（案）に加えて、年次報告の第2部、平成18年度の森林及び林業施策についても審議をいたしました。なお、このときに、美しい森林づくりに関する記述について今年の2月から始められた活動ということで、第4回のときに記述を追加したい旨事務局より説明がありました。

それで、これを受けまして、第4回で審議をいたしましたわけでございます。これらの会合におきまして出されました3回目、4回目、これは、今日、具体的な案として出ておりますが、ここでの意見として出されましたのが、我が国には森林資源がとにかく豊富である。それを利用することが環境にも利点があることをわかりやすく説明すべきと。それから、現在、木材需給を取り巻く情勢は急激に変化していることから、できる限り最新の動きまでを取り上げる。これが2点目でございます。

それから、今、新たに加えられました美しい森林づくりでございますが、進める上で具体的なイメージや取組内容をわかりやすく国民に示していくことが必要ではないか。具体的なイメージ、取組内容、具体的にわかりやすくということが重要であるということでございます。

それから、4点目が都道府県の独自課税ですね。森林環境税等を含めての課税の取組や、企業、それからNPO等の森林づくりの活動について先進的な活動を積極的に紹介していくことが重要ではないかと。こういった指摘、ご意見が出されました。

それで、この3回、4回の具体的な取組の中で、取りまとめにつきましては、そのいただきました意見を踏まえて、事務局、それから私にご一任をいただき、その記述の内容について反映いたしたわけでございます。

なお、第2部であります、第2部の森林及び林業に関しての講じた施策について、これは第2部に入っておりますが、これにつきましては特段の意見は部会としてはございませんでした。

以上、概要でございます。

続きまして、それでは説明を事務局の方からお願いいたしたいと思います。

○榎本企画課長 それでは、企画課長でございます。白書関係につきましてご説明させていただきたいと思います。失礼いたしまして着席でご説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の方に資料1、資料2と番号を打ったものお配りしております。資料1の方が白書の本体でございます。少々厚手になっておりますので資料2の方でその概要を取りまとめております。以下、概要に即しましてご説明させていただきたいと思います。

まず、1ページ、おめくりいただきまして目次でございますが、平成18年度森林及び林業の動向、第1部が動向編となっております。その目次をご覧くださいますと、「はじめに」と、それと「トピックス」、以下、本文となっております。本文は、今回、5章の編成としております。第Ⅰ章が特集章で「健全な森林を育てる力強い林業・木材産業を目指して」と。第Ⅱ章が地球温暖化防止の関係、森林吸収源対策の推進について記述しております。第Ⅲ章が森林の整備・保全の推進、第Ⅳ章林業・山村の振興、第Ⅴ章が「国民の森林」としての国有林野の取組について記述をしております。

第2部の方で、平成18年度森林及び林業施策についてまとめておりますが、これは本体の方をお目通しいただきたいんですけども、基本的に18年度に講じました予算の施策について取りまとめたものでございますので、ここでは略させていただいております。

その下に、さらに「平成19年度森林及び林業施策（概要）」とございます。これにつきましては、分けて後ほどご説明させていただきたいと思います。

それでは、2ページほどおめくりいただきたいんですけども、「はじめに」というのが2ページにございます。ここでは、白書作成に当たっての基本的な認識といったようなものにつ

きまして記述しております。

まず、2 ページの頭の方でございますが、緑の社会資本と言われております森林に対しまして、最近では二酸化炭素の吸収源などとして国民のニーズが多様化していること。また、人工林が充実しつつあり、100年後の多様で健全な森林に誘導していく上での分岐点となる時期を迎えているといったようなこと。そういったことを記述いたしまして、しかし、資源の方が有効に利用されず、今以上の林業の停滞を招いた場合には、公益的機能の発揮への支障が懸念されるといったこと。さらに、真ん中あたりでございますが、そういう中で、現在、世界的な木材需要の増加、加工技術の向上といった国産材の利用にとってのさまざまな追い風が吹いているという状況にございまして、そうした今が林業の活性化を図っていく絶好の機会であり、林業と木材産業が連携して競争力の向上のための改革を進めていくことが求められていること。また、さらに、美しい森林づくりにつきまして、官民一体の取組により国民全体で森林づくりや木材利用、これを進めていくことに対する理解が深まることへ期待があること。

そういったような状況を踏まえまして、先ほどもございましたように今回の白書の構成といたしましては、特集章を右の方へ行っていただきますと、第Ⅰ章「健全な森林を育てる力強い林業・木材産業を目指して」ということで組んでおります。そこでは、林業・木材産業の目指すべき方向性を提示していくという構成としております。そして、以下4章地球温暖化防止などを始めまして記述していくという構成としたわけでございます。

続きまして、また2 ページほどおめくりいただきたいんですけれども、そこから「トピックス」について記述しております。平成18年度の特徴的な出来事を5項目ほど記述しております。

1 つ目が「新たな森林・林業基本計画の始動」ということでございます。昨年の9月、100年先を見通した森林づくりと国産材の復活を目指した新たな森林・林業基本計画が策定されました。そのことにつきましてご紹介させていただいております。

第2点目、右の方へ行きまして、「美しい森林づくり推進国民運動」の展開でございます。今年の2月に関係閣僚会合を開催いたしまして、幅広い国民の理解と協力のもと、官民一体となった運動を総合的に進めていくこと。そうすることによりまして、間伐の推進や広葉樹林化への誘導等、多様で健全な森林づくりを進めていくということとしたことにつきましてご紹介させていただいております。

その下へ行きまして、3 番目のトピックス、「温暖化防止のための森林吸収源対策の加速化」でございます。京都議定書の第一約束期間が迫る中、目標達成には間伐の推進など、森林吸収源対策を加速化していくことが求められているといったようなことをご紹介させていただ

いております。

おめくりいただきまして、8ページの上の4でございますが、「急激に変化した平成18年の木材価格」といたしまして、平成18年度は、中国をはじめとする国際的な木材需要の増大、また、ユーロ高などございまして、特に、後半にわたって木材の輸入価格が急激に上昇しております。こういった最近の情勢についてご紹介させていただきまして、このような中で国産材の安定供給の構築が急務となっているといったようなことを記述させていただいております。

第5点目、「環境に優しい木質バイオマス資源」という項でございますけれども、ここでは木質バイオマスの利用は地球温暖化防止や循環型社会形成に貢献するものとして非常に期待が大きいこと。燃料、加工用原料のほか、さらにバイオエタノール原料としての利用も見込まれているわけございまして、今後の広がりが期待されているといったようなことについてご紹介しております。

以上、5点がトピックスでございます。

また、1ページおめくりいただきまして、10ページ以降、第Ⅰ章についてまとめております。第Ⅰ章は、「健全な森林を育てる力強い林業・木材産業を目指して」ということで、先ほどもございました林業・木材産業の改革の方向性を提示していくということで編成しております。

まず、10ページの一番左の上の方でございますが、森林が緑の社会資本として、そこにも掲げてございますような多様な機能を有していること。そういう中で、下の方でございますが、京都議定書による温室効果ガスの6%削減約束、これを達成するとか、また、相次ぐ自然災害に対しまして強い森林づくりを進める。そういった重要性が高まっているといったようなことにつきます記述しております。

右の方へいきまして、また、森林セラピーですとか、森林環境教育など、森林の利用形態が多様化しているといったようなこと。また、ボランティア、企業などの多様な主体による森林整備が活発化しているといったようなことについて記述しております。

その下へいきまして、利用可能な人工林資源が充実している今がまさに100年後の多様で健全な森林へと誘導していく上での分岐点であるといったようなこと。一方で、林業・木材産業が依然厳しい現状にあり、このような中で国産材利用を軸とした林業・木材産業の再生が急務であるといったことについて、このあたりで記述してございます。

めくっていただいて12ページの2で、そもそも我が国におきましては、木の文化が長年にわたって培われてきた中で、今日におきましていろいろな場で木の良さを活かしていくということが、快適で健康な生活にとって有効であるといったこと。さらに、木づかい運動や木育と

いったものを通じまして、新たな木の文化を育んでいくことが重要であるということについて記述しております。

3の「「美しい森林づくり」の推進」につきましては、先ほどトピックスでも扱いました国民運動につきまして、その背景や取組内容につきまして、そこにございますような形で記述してございます。

右の方へ行きまして、「これまでの林業・木材産業の動向」というところでございますが、まず、我が国の木材需要量が全体として減少傾向にある。そういった状況のもとで、国産材の供給量は幾分増加傾向に転じていること。自給率につきましても7年ぶりに20%台を回復したことについて記述をしております。また、外材供給の方では、欧州の製材や集成材、中国産の集成材や合板の輸入が増加してきている。そういった状況について記述しております。

下の方へ行きまして、木材の軸組み工法住宅の関係では、プレカット加工が8割を占めて主流となってきたこと。乾燥など、品質・性能へのニーズが高まる中で集成材のシェアも拡大してきているといったことについて記述しております。

14ページでございますけれども、国産材の供給体制、原木の供給面、製材工場の両方を見ましても、依然として小規模な状況にあること。乾燥材の生産割合も2割程度にとどまっていることを記述しております。こういう中で、林業と木材産業が連携して安定供給のための競争力を高めていくことが必要であることについて記述しています。

下にいきまして、木材貿易をめぐる動向といたしまして、中国をはじめ世界の木材需要が増加傾向にあること、また、我が国の木材輸出の状況とか、違法伐採対策の取組状況などについて記述しておるところでございます。

15ページの方へ行きまして、I章の最後の項目になりますが、「森林づくりを支える競争力ある林業・木材産業への転換」といたしまして、これまで林業・木材産業が停滞してきた悪循環の構造から脱却していくためには、国産材は安定供給といった側面、品質の面、価格面で需要者ニーズにこたえていくことが重要であるということについて記述しております。また、バイオマスなど木材を総合的に利用することを記述するとともに、外材輸入価格の上昇や加工技術の向上、そういった近年の国産材の追い風を受けまして、これを好機ととらえて国産材の供給体制づくりを進めていくことが重要であるといったことについて説明しております。下の部分には、そのイメージ図を掲げております。

おめくりいただきまして16ページの方では、それで、具体的にはその改革の方向性をどうしていくのかといったことについて記述しております。安定供給のためには、一つには作業の集

約化、路網と高性能機械を組み合わせた効率的な作業システムの導入、流通の効率化、乾燥施設の整備、製材工場の大規模化や連携強化、そういったことが必要であることを記述しております。また、顔の見える木材での家づくり、マンションの内装や家具などでの製品開発、ハウスメーカーとの連携などの取組をしていくことが重要であるということ。また、さらにバイオマス利用を推進するためのいろいろな取組について記述をしております。また、この部分につきましては、具体的方向性を読者がわかりやすく理解できるようにということで、先進事例をいろいろ紹介させていただいております。

17ページの下の方でございますけれども、17ページの下ところにⅠ章の最後のまとめといたしまして、国産材の利用を国民全体で進めることにより健全な森林を育成していくといった好循環を生み出すことの重要性、そのためには林業・木材産業が国民と森林との橋渡し役として環境に貢献する産業として力強く発展することが重要であるといったことを記述しています。

以上、Ⅰ章でございます。

おめくりいただきまして、18ページ、Ⅱ章の関係でございます。「地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の推進」といたしまして、まずIPCC第4次評価報告などに基づきまして温暖化の状況を説明いたしますとともに、19ページの方をご覧くださいますと、京都議定書の目標達成のため、森林吸収源対策が重要なものとして我が国では位置づけられて、また、推進に当たっていることを記述しております。

また、おめくりいただきまして20ページ、森林吸収量の目標達成のためには、毎年、20万ヘクタールの追加的な森林整備が必要であること。そして、その対策の加速化が求められている状況につきましてお示しいたしまして、広く国民の理解を得ながら間伐等を推進していくことが重要であるといったことを記述しております。

21ページがⅢ章でございます。「多様なニーズに応じた森林の整備・保全の推進」。ここにおきましては、新たな基本計画の方針でございます100年先を見通した森林づくりの内容といたしまして、針広混交林化、また長伐期化による多様な森林づくりについて記述しております。

22ページにおきましては、間伐の重要性、また、花粉症対策の取組、企業やボランティアによる森林づくりの状況などについて記述しております。

また、23ページの方では、国土保全のための治山事業の重要性や、続きまして次頁では、野生鳥獣害の問題、松くい虫、カシノナガキクイムシといった病虫害等の最近の状況について記述しております。

そのほか、25ページの方では、世界の森林面積が依然減少する中で、国際的に持続可能な森

林経営や違法伐採対策を進めるため我が国が行っております国際貢献の動きなどについて記述しております。

続きまして、第IV章でございます。「林業・山村の振興」といたしまして、我が国の林業産出額や生産活動の現状を説明しました上で、27ページ、森林組合の施業提案などによる施業集約化の取組、また、より長期の施業委託とか、経営移託に対する期待の高まり、また、下の方では、緑の雇用による若年層の就業確保などの取組が必要であることについて記述しております。

また、28ページにおきましては、シイタケなどの特用林産物の動向。その下で、林業活性化の関係のとりまとめといたしまして、安定的な原木供給や各段階でのコストダウン等によって最適な流通加工体制を構築する取組として、新生産システムにつきましの状況について記述しております。

また、29ページであります。山村におけます人口の減少、高齢化、また、森林所有者の不在村化といった山村の現状を説明した上で、山村の活力を高めていく上で地域資源の有効活用による魅力ある産業の育成、都市との交流、そういったようなものが必要であるといったようなことが記述されております。

30ページをおめくりいただきますと、最後の章、「「国民の森林」としての国有林野の取組」でございます。国有林野が国土の保全、水源のかん養、貴重な野生動植物の保護といった公益的機能の発揮に大きな役割を果たしていること。そういった国民共通の財産であるといったことにつきまして記述した上で、右の方のページへいきまして、平成18年度から開始されておりますグリーン・サポート・スタッフの取組ですとか、保護林等の設定による貴重な森林の保護、最後のページにまいりますと、国民参加の森林づくりの推進、民有林と連携した木材の安定供給などの取組などについて記述しております。

以上、白書の概要についてご説明させていただきましたが、白書につきましては、今回、政府全体の動きとしてスリム化などが検討されている状況でございます。昨年まで掲載しておりました参考付表、用語解説につきましては閣議決定文書となる白書からは削除させていただいております。ただ、白書をホームページなどで公表する際には、従来の参考付表、用語解説の内容を添付する予定としておりまして、一般の読者への利便性は確保していく予定であります。

以上、駆け足でございますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。

○有馬会長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの白書の説明につきまして皆様方から若干のご質問を伺いたいと思いま

すが、何かございましょうか。

かなり部会等でも審議がされて、内容的には細々したところまで整理していると思いますので……。

よろしゅうございましょうか。

はい。それでは、ご質問もないようでございますので、議事の（２）に入らせていただきたいと思います。

議事（２）でございますけれども、平成19年度森林及び林業施策（案）につきまして農林水産大臣の諮問をいただきたいと存じます。それでは、農林水産大臣の諮問を長官から代読していただくことでお願いいたします。

○辻林野庁長官 「林政審議会会長有馬孝禮殿 農林水産大臣臨時代理国務大臣若林正俊 「平成19年度森林及び林業施策」（案）について（諮問） 森林・林業基本法第10条第3項の規定に基づき、別添の「平成19年度森林及び林業施策」（案）について、貴審議会の意見を求める。」

よろしくお願いいたします。

○有馬会長 それでは、平成19年度森林及び林業施策（案）につきまして、施策部会において議論いたしました。検討結果の概要について、先ほどと同様に私の方からご報告いたします。

森林及び林業施策は、森林・林業基本法の規定に基づき政府が、毎年、森林・林業の動向を考慮して予定されている予算措置、立法措置等を取りまとめるものであります。

施策部会では、第1回会合及び第2回会合で今後構すべき施策の方向について、第3回会合では作成の基本的考え方について、第4回会合では本文案について、それぞれ審議いたしましたが、これに対して特段の意見はございませんでした。

概要のご報告は以上でございます。

続きまして、具体的な平成19年度森林及び林業施策（案）の内容について事務局から説明をお願いしたいと思います。

○榎本企画課長 それでは、ご説明させていただきたいと思います。

先ほどの概要版の36ページをおめくりいただきたいと思います。

ここで平成19年度に講じようとする森林及び林業施策についてまとめてございます。

まず第1の項目、「森林のもつ多面的機能の持続的な発揮に向けた整備と保全」という項目でございますけれども、まず美しい森林づくり推進運動の展開をしていくこと。また、森林吸収源対策の実施、また、針広混交林、長伐期化等の多様な森林整備を推進すること、そのほか

治山事業など、こういったものを的確に行っていくこと、野生鳥獣対策、そういったようなものについての推進につきまして実施していくこととしているところでございます。

第2のタイトルは、「林業の持続的かつ健全な発展と森林を支える山村の活性化」でございます。ここでは、施業の集約化、路網整備と高性能林業機械の導入等、また、緑の雇用担い手対策事業、こういったようなことにつきまして進めていくと。また、魅力ある山村づくりのための事業などを実施していくこととしているところでございます。

3番目、「林産物の供給及び利用の確保」におきましては、新生産システムをモデル地域において推進していくこと。木材産業の構造改革。具体的には乾燥施設、間伐材等の加工施設、大型化・協業化のための木材加工流通施設。そのほか新たな製品・技術の開発。また、木材需要の拡大の関係で、そこに掲げておりますような事業を行うこととしているところでございます。

右の方のページにいきまして、そのほか第4といたしまして「森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発と普及」、第5といたしまして「国有林野の適切かつ効率的な管理経営の推進」、第6といたしまして「持続可能な森林経営の実現に向けた国際的な取組の推進」、これらをそれぞれ推進していくこととしているところであります。

以上、簡単でございますけれども、説明を終わらせていただきたいと思います。

○有馬会長 はい、どうもありがとうございました。

ここで林野庁長官におかれましては、公務によってご退席されます。どうもありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました平成19年度森林及び林業施策（案）につきまして、委員の皆様にご意見を伺いたいと存じます。どうぞ。

○天野委員 はい。

○有馬会長 どうぞ、天野委員。

○天野委員 先ほどの平成18年度の森林及び林業の動向も、平成19年度森林及び林業施策についても、特に間違っているような記述があるということではなくて、ちょっとこの会議のときに配られる資料のことについてなんですけれども、先ほど委員長が施策部会のことで、6月、11月、2月、そして3月にこういうふうなことがあったということを詳しく説明してくださいました。それがベースになってこの大きなものがつくられ、また概要がつくられていくと思うんです。

私が就任いたしました第1回の会議でも、施策部会の委員が今度はだれだれさんになりました

たというふうなことが口頭で簡単に説明されただけで、そのときその委員たちの名簿がなかったわけですね。

それから、今も委員長がおっしゃったことは、まことにスムーズにおっしゃってくださってよくわかって、全部メモをとったんですけれども、この白書はこういうふうにしてつくられていったというふうなことは、施策部会の委員は知っていても、ほかの委員は知らないわけですから、こういったものをきちんと紙に落として書いて配っていただくなり、先日、私はたまたま東京に、4月9日、10日と参りましたので、そのときにこの審議会の事務方の方から、13日の会議に先立って説明をしてあげるというふうにおっしゃってくださって、説明をいただきました。そのときに、今の委員長がお話しになったようなものを説明していただいたらよかったんじゃないかなというふうに、実は思ったんですよ。

それから、もう一つなんですけれども、たまたま4月10日にある方々と林業についての勉強会を持ちました。そのときに私はこういうことを言ったんですね。今の新しい森林・林業及びこういった白書が出るけれども、皆さんの考え方の中に、どこかちょっとおとなし過ぎるというか、私は、今の、例えば4年後にはいろいろなことが独立法人化するとか、あるいはこういうふうなことが起こるよというふうなことではなくて、もっと林野庁を林野省にしようというぐらいの国民運動を立ち上げようというふうな気概を林野庁の皆さんに持っていただきたいなというふうに思って、そういう発言をその勉強会でしたんですね。そしたら、林野庁の皆さんがお笑いになったんですよ。それはとても考えられないことだという笑いだったんですよ。

でも、その3兆8,000億円の借金を1兆円を残して返しちゃったことが、私は間違いだと思っているんです。全額国民負担で返し、もっと国民がその森林政策に税金をきちんと払うことは当たり前なんだというふうなことを、その施策として持っていただくぐらいの気概でこれからはやっていただかないと、よくないのではないのかなというふうに思うんですよ。

私たちの審議会の委員会というのは、そういうようなことをもっと林野庁の方々に、勇気を持ってもっと大声でお言いなさいというふうなことを言う会であると思いますので、ちょっと重ねてもう少し発言させていただきます。

私は、高知県で新生産システムの委員をしております。それで、そこで非常に問題になっていることがあるので、私は発言しますけれども、実は、新生産システムを行っていることによって、これまでは外材を使っていたハウスメーカーさんたちが大変活発に国産材を使うようになってくださっておるのです。それはよいことなんですけれども、山元で何が起きているかというと、大きなハウスメーカーさんが高いお金を出して材を買ってくださることになったの

で、もうつぶれかけているような林業家などが投げ売りして皆伐が進んでいるというふうなことが山元で起こっていたりするのですよね。

大変木を使ってくれるようになってよいんだけど、そういうようなことについてきちんと踏まえながらやっていかないといけないというふうな現状が起こっている一方、木材の価格が非常に上がってきて、国産材の値打ちが出てきたという大変嬉しい状況があるのです。そういったものを、もう少し委員の皆さんに説明していただくなりして、もっともっとスピードアップして、よいことをやっているんだよというふうなことが世間に知られるようにしようねということについて、何か工夫をもう少ししていただきたいなというふうに思います。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。

この施策部会からの報告と、それと白書、それから、構すべき施策についての本委員会への情報の流し方ということのご発言かと思えますけれども、何か……。

○榎本企画課長 今ございました施策部会での議論が本委員会の委員の方に十分伝わりにくいというご意見だと思います。なるべく時間をとりまして本委員会の委員の方々にも事前説明させていただいてきたんですけれども、施策部会の議論の状況なども合わせて、今後、説明させていただけるようにしたいと思います。

○有馬会長 はい、どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 二、三、質問でございます。

本文を見ていただきたいと思います。19年度の施策の3ページ目です。ここは、実は、今、説明がなかったところなんですけれども、要するに財政措置のところで、ちょうど中ほどですが、「このほか、新たに」ということで、19年度の目玉になるそういう施策部分だと思います。この最後のフレーズなんです、「地域における活動に対する交付税措置」、それから、次の⑦もそうなんです、いろんな政策を講じていただいて、私は大変ありがたいなと思っているんですが、残念ながら地方の実態としては、交付税措置あるいは交付金化という中で、なかなかこの施策の精神なり具体化が地域の中にきちんとおおりてこないということが一つ事実としてございます。そうなりますと、この交付税措置ということで、地方分権化の中で大変結構な動きなんです、ある程度これを地域に定着するための装置なり、システムなり、こんなことが同時に出てきませんとなかなかこれは難しいですね。このあたりで中身はどういうことなのかということと、とりわけこの⑦については、起債措置、これのいわば交付税化を行うよということですから、この起債措置の条件ですとか、あるいは実財源どれぐらい必要なんだというあたりをちょっとご説明いただきたいというのが1番目です。

それから、5ページ目にまいりまして、今言ったようなことで、この政策一般になりまして大変ありがたいと思っているんですが、それが地方になかなか根づかない。すっと落ちてこないということの中身を、十分、我々目にしているものですから、この5ページ目の5番目の「政策評価」、これが一体どういう形で我々のところに公表されているかというこのあたりが少し見えづらい。このところをご説明をいただきたいと思います。

それから、ちょっとページをめくっていただいて、9ページ目でございます。(5)の「公的な関与による森林整備の推進」のところなんです、これも大変配慮ある施策化というのがなされていて、私は目配りいいなと思っております。フレーズでいきますと、下から5行目、「さらに」のこのフレーズなんです、とりわけ、公的機関による森林整備を確保するという効果的な新手法の構築、これをやっぱり考えていると。公的な森林整備を行うことの重要性とここへ向けての具体的な検討というのがたくさんあるんだということなんです、この中身、少し検討状況を公開できるようでしたら教えていただきたい。こう思います。

○榎本企画課長 それでは、私の方から、一般論として、ここでの地方税制措置の記述でございますけれども、今年度に向けまして新しく措置された地方財政措置のうち主立ったものについてここでご紹介させていただいているわけです。

一つ、森林整備地域活動支援交付金というものがございまして、それに対します地方財政措置が講じられていること。また、⑦にございまして、治山事業、森林整備事業についても起債、交付税措置が講じられているといったようなことを毎年度の講じようとする施策でも同じなんですけれども、今まで継続的に行われているもの、また、新たにとれたもの、それらをここで紹介させていただいております。

地方財政状況が非常に苦しい状況にあり、財政措置を講じても実際上県の中で財政化されていないとか、市町村の中でされないといったような問題、確かに非常に厳しい状況はあるのかと思います。私どもとしましては、こういう財政措置が総務省との間で講じられているわけでございますので、地方の方に対しましてはこういった背景、また必要性、それが認められて総務省の方からも許可されているわけですので、そこを十分説明して、県なり市町村がそれぞれの予算をつくる際には、そこを十分踏まえて県市町村の財政当局と折衝に当たっていただきたいということをお願いしているところでございます。

また、政策評価の関係でございますが、政策評価につきましては基本的に公共事業の事前・事後評価などとあわせまして、それぞれの政策につきまして目標を設定いたしまして、それがどの程度達成されたかということを経年チェックしております。そして、それを公表もさせ

ていただいております。例年ですと、この白書が終わった後ぐらいから作業が始まりますので、まだ作業が終わっている状況ではございませんけれども、それが終わり次第、毎年度きちっと公表させていただく扱いにしているところでございます。

○有馬会長 はい、どうぞ。関連して……

○沼田計画課長 すみません。ちょっと補足をさせていただきたいと存じます。

先ほど具体的な中身ということでございまして岡田先生の方からございました水産庁・農村振興局との連携により新たに実施する治山事業、森林整備事業に対する起債、交付税措置ということでございます。これは林野庁の予算とは別にということでございますが、今回の地球温暖化防止の観点から森林整備を進めていきたいと思いますということで、予算的には水産庁の予算で100億、それから、農村振興局の予算で50億、予算措置をさせていただいております、そのお金を具体的に、例えば、「森は海の恋人」というふうにも言っておりますけれども、そういった漁場保全なり、あるいは農用地保全、そういった観点からその周辺の森林整備を進めていくということで新たな連携事業に取り組んだということでございます。

新たな事業ということで、国費、国のお金だけ用意すればいいということではございませんので、通常の森林整備事業、治山事業と同様な内容ということにはなっておりますけれども、いわゆる、例えば治山事業について県が半分ぐらい負担するということになるんですが、その場合に公共事業債としての起債ができるという措置をきちんと取りましたということが一つでございます。それから、森林整備事業なんかにつきまして、普通交付税の負担、いわゆる県の負担なり、例えば市町村の負担なんかについても普通交付税の措置がなされるということになっておりますが、そういったものと同様にこの事業についても普通交付税の対象となるようにいたしました。したがって、新しい事業ということですが、従来からやっております治山事業、森林整備事業と同様に地方財政措置はきちんと措置をされているということでございます。

それから、9ページのところの都道府県等が事業主体となって効率的な整備を実施する手法を構築するモデル的な取組支援と、そういった内容でございますが、これは、森林所有者なんかが不在村とかそういったこともございまして、森林整備をなかなかやらないという箇所があると思います。そういった箇所が例えば小流域の入り口なんかにあって、それがネックになって奥の方の森林整備が進まないとか、そういった箇所が散見されるというようなことを念頭に置きまして、例えば都道府県なり市町村なんかが、ヘクタール当たり25万円ぐらいの費用がかかりますが、そういったものを国が用意して県内市町村にお渡しして、そこで事業をやっている。もし、事業が例えば30万円かかったら、事業を実施したのが県であれば差額を県が負

担していただく。あるいは市町村が負担していきます。ただし、25万円ぐらいあれば、その範囲の中で効率的にやっていただければ、わざわざ出す必要はないというようなこともございまして、そういったモデル的な取組というものをやっていこうかというふうに考えているところでございます。

それから、公的機関による森林整備を確保する効果的な新手法の構築について検討するというのは、これはまさに本年度の予算が始まった段階でございまして、まさにこれからどのような方策になるのか、私どもとしてもいろんな森林整備を進めていく中で、原点に立ち返って、もう一度まさに検討したいという状況でございます。

○有馬会長 どうぞ、岡田委員。

○岡田委員 これからお願いなんですけど、今ご説明いただきましたように、施策の部分については大変目配りが、私、いいと思っています。ただし、やはりいずれも地方の財政とかかわって初めてそれが地域に実現をするんですね。ところが、その地方の財政のところが、ご存じのように大変厳しいですから、やはり政策をいっぱいつくっているよ、こんなにあるんだって言っても、地域の本当の現場のところでは、やっぱり乖離を感じているんです。それは地方の問題で国は関与しない、関係ないんだというふうにおっしゃるかもしれませんが、やはり政策は実現していかげなものですからね。私はそこが大事だと。

今、起債措置の話もありましたように、多分、これまでですと治山事業関連は、大体自主財源が10%から15%あればできましたですね。ところがそうはなっていないですね、最近の治山事業にしましても、林道にしましても、いろんなこと。後年度負担ないしは財政措置しますよと言っても、これまでは、例えば8割ぐらい大概やりますよと。それが大体5割5分からせいぜい7割でしょうかねということになりますと、実質、地方にものすごい負担がやはりかかるんですね。この仕組みのところをできるだけ事実というか、実態に定着するような仕組みを何とか地方と一緒に頑張ってご努力をいただけるとありがたいというふうに思います。政策自体は、私、評価をしておりますが、これが届かないということの仕組みのところについてもできるだけ、これだけ林野一生懸命やっているわけですから、何とかもう一歩ご配慮いただけるとありがたいなと、こう思っています。

○天野委員 はい。

○有馬会長 関連……

○天野委員 お答えでしたら、先にどうぞ。

○有馬会長 お答えではないですね。

○針原森林整備部長 ちょっと……

○有馬会長 その方がいいですか。

○針原森林整備部長 はい。

先ほど天野委員のご指摘に我々すべて答えてないと認識しておりますし、それから今の岡田委員の地方との関係も関係あるんですけれども、少しご説明させていただきたいと思うのです。

1月に、私、森林整備部長になりまして、その前は官房の予算課長をしておりました。その前は内閣に出向しておりました。ただいまのご指摘ですが、林野庁というのは元気がないと、林野省にするぐらいの勢いがあっていいんじゃないかと。大事なところだと。非常にありがたいご指摘だと思います。内閣に出向したときも、それから官房で予算をやったときも、林野庁というのはすごく勢いがある。あるいは、あり過ぎて、元気がよすぎるぐらいに元気があるんですが、ところが、地元になんか伝わっていないという問題もあると思うんです。そこが、今、岡田先生もおっしゃった地方財政措置が見えにくいということとも関連するんです。

多分、この勢いというのは、例えば、ユーザー、ニーズのところからいくと、ブリックスの台頭から端を発して、国際的な資源問題が起こっておりますので、この林業の世界は、ニーズのところからいきますと地殻変動が確実に起こっている。特に、この半年というのはすごい状態になっている。特に、端材、各国の安いもの、それから、建築廃材を初めとするそこがすごい状態になっていて、例えば、くず鉄が日本からなくなっているとか、鉄鋼のスチールが盗難に遭っている。これと全く同じような現象が、今、林野の世界で起こっているというのがあって、それが少しずつ、まだ足りないんですけれども、主な売り材である丸太材の方に少しずつ影響を及ぼしている部分、こういう部分があります。

それから、政策の分野では、公共事業、大体3%切っていますが、林野公共だけが伸びているという、しかも目に見えて何割も伸びているというような勢いのあるところなんです。ここで、今度、地方財政措置というのがあって、地方財政措置については、公共事業が伸びたら総論的には伸ばしている部分になっているんです。必要な裏負担はちゃんとしていますというのが総務省の見解なんです。これは、総論的にはそうなんですけれども、では地方交付税全体として見ればどうかというと、1兆円下がっているんです。ですから、県にはちゃんとつけているというのは、総論的には言える。我々もそう言っているんですが、地方財政の特徴から言えば、その分は県の林業部が予算をとりに行こうとするとその部分がついていない。そういう問題になってきています。

これ、丸々含めてもう少し元気を出すというのと、内部で元気があっても外に伝わらないと

いうそういうことも含めて、これは内閣全体の問題としてこの森林・林業の問題を考える何か方策をつくらないといけないと私も考えましたまず総理に相談したら、美しい国づくりというのをやる以上、3分の2は森林なんです、今その森林がいわば「汚い」わけです、今、はっきり言って。その汚い状態をほうっておくと美しくならないんで、我々一生懸命やりますから政府全体としても考えてくださいということで、総理から指示をいただきました。それが2月の9日なんです。全閣僚がいる閣僚会議の後の閣僚懇の場で、松岡大臣に、とにかく森林をきれいにすることを考えてほしいという指示をいただいて、それで松岡大臣が、では、国民運動をやしましょうということで松岡大臣から総理に言っていただいて、それで国民運動が始まる。ただ、林野庁の国民運動ではなくて政府の国民運動にするためには閣僚会議を設置してみようということで、2月23日に美しい森林づくり推進のための関係閣僚による会合、これは官房長官に主催していただいて開催していただいたわけですがけれども、それを開いて国民運動をやしましょうと。そこには、6年間で330万ヘクタールの新たな間伐に取り組む。要は、20万ヘクタールの追加を毎年やる。通常予算では35万ヘクタールやりますけれども、とりあえず20万ヘクタール追加して55万ヘクタール年間やる。これを6年間やると330万。これをやるとだいたい人工林の8割方がきれいな状態になります。それが京都議定書の3.8%を達成するそういう数字にもなる。

2番目は、間伐をやるだけではなくて、広葉樹林化とか複層林、これも国民運動でやっていきましょうと。まさに元気を出すツールとしてやることによって、それで、国民一人一人が木一本に命があるんだと。その命を大事にすることが道徳教育であり、木々を大事にする心を育む、そういう教育も含めて国民運動を文科大臣、経産大臣、9閣僚、みんなでやりましょうということでやるということになって、これで少しずつ元気を出そうということになっております。

結局、地方財政措置も、総論づけている、各論づけてないというところをその辺から打破していくしかないだろうと思います。システムよりもそういう運用とその気持ちでもって何かをやっていく部分もあって、それで、今説明したような新たな手法なども開発しながら盛り上げていくというのが一つの回答だろうと思って、この白書も、トピックス5つというのが大体そういうことに即して書いているつもりでございます。

以上です。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。

いわゆる政策内容、本体にかかわることによろしいですか。ちょっと、手短にひとつ……。

○天野委員 さっき手を挙げたのは、岡田委員が先ほど質問をされましたよね。いいお話だったんです。この前も岡田委員は地元の実情に即した大変鋭い質問とそのお話をされておりました。でも、こういうふうな時間がない中で委員会をやっている中で、どうして今頃あいうふうな意見が出るのかというのは、多分、この質のいい岡田委員が施策委員に選ばれてなかったからかなというふうな疑問を持ちました。それはどうなんですか、委員長。

○有馬会長 これは、私もその施策部会のことについてのだれを選ぶかということは、実は、前回までに一応選んでいただいた方がいるわけですね。たまたま、だから岡田先生を選ばなかったということになっているんですけれども……。

○天野委員 はい、わかりました。

今、森林整備部長がおっしゃったように、今林業が本当にチャンスを迎えています。ですから、このときこそ、さっきも言ったように、国民の理解をより得て、林野庁を環境省の中に入れてしまえというふうな人などが出ないようにしていただかないといけないと思うんですが、それには、やっぱり実情に即した施策委員を選び、そして、地元のことをよく知っている人をやっぱり林政審議会委員にどんどん採用していくというふうなことをやっていかないと間に合わないと思うんですよね。そして、整備部長は、林野庁は元気がないことはないというふうにおっしゃいましたけれども、林野庁は質はいいですけれども元気はないんです。それはなぜかというと、やっぱり森林組合が元気がないからなんです。その森林組合がこんなふうになったのは、戦後の施策が、そのときは正しいと思ったけれども、だんだんいろんな木材の事情が変わってきてしまって、それが森林組合を苦しめているんですよね。だけど、その森林組合を元気にするためには、私たち委員がもっと現場に行って、その現場に行っている人の意見をどんどんくみ上げて、林野庁をもっと元気づかせるようなことをしていかないと、ちょっと間に合わないと思います。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。

今、この施策部会の人選を含めて、それから、施策についてのご意見をちょうだいいたしましたけれども、今諮問いただいたものに対して、今日、答申をしなくてはいけないということでございますので、今、皆様のご意見等を拝聴いたしましてこの審議会としての取りまとめをしたいと思っておりますけれども、基本的にはいかがでしょうか。この内容は、先ほどからお話しございましたように、よく配慮はされているけれども、自計については、今後幾つかの課題があるし、より具体化のことをもう少し情報的にも明確にできるような仕組みは考えてほしいということかと思っておりますけれども、全体としての答申としてはいかがでしょうか。特段……。よろ

しゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有馬会長 それでは、答申案について、今お配りして、ちょっとお目通しいただいて……。山本農林水産副大臣が、今日、お見えになる予定になっておりますので、答申をお渡し申し上げたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

ここにございますように、「平成19年度森林及び林業施策（案）の答申について 平成19年4月13日付け19林政企第3号をもって諮問のあった「平成19年度森林及び林業施策」（案）については、下記のとおり答申します。記 平成19年度森林及び林業施策（案）について、別紙のとおり定めることが適当である。」と、こういうことでございますが、よろしゅうございましょうか。

（「異議なし」の声あり）

○有馬会長 ありがとうございます。では……。

こちらにお見えになる予定のようです。

先ほどの地方の実態を知っている方々が入っていないのはいかんということなんですが、この審議会の先生方、施策部会にも参加されることは一応基本的には可能になっているんですね。可能になっておりますし、決してそれを否定しているわけではないということだけはご理解いただきたいと思うのです。委員としてというのではなくて、林政審議委員として入ることはできるという形になっております。

「農林水産大臣松岡利勝殿 林政審議会会長有馬孝禮 平成19年度森林及び林業施策（案）の答申について 平成19年4月13日付け19林政企第3号をもって諮問のあった「平成19年度森林及び林業施策」（案）については、下記のとおり答申します。記 平成19年度森林及び林業施策（案）について、別紙のとおり定めることが適当である。」ということでございます。よろしくお願いいたします。

○山本拓農林水産副大臣 どうもありがとうございます。

○有馬会長 それでは、山本農林水産副大臣からごあいさつをお願いいたしたいと思います。

○山本拓農林水産副大臣 本日は松岡大臣が海外に出張いたしておりますので、かわりに受けさせていただきました。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、そしてまた慎重審議をいただきまして、心からお礼を申し上げます。

ご案内のとおり、安倍総理は美しい国というテーマのもとで、我々に対して特に美しい森林づくりを強力に推進するようというご指示をいただいているところでもございます。

そしてまた、ポスト京都議定書がささやかれているように、今や先進国を中心として環境問題がこれから大きな施策の中心に、政治のテーマになってくるところでございまして、日本におきましても国土面積の約7割が森林が覆っているところがございますので、今後、我々としてもこの森林・林業の今後の施策のあり方、そしてまた経済とのかかわり合い、これからいろんな各論、具体的な施策を展開していく上で、今日いただきました答申というものをしっかりと踏まえて、また中心でこれから強力に推進してまいりたいと考えておるところでございます。

いろんな考え方があって、またいろいろ指摘もございますので、今日いただきましたこの提言を実現していく上で、また、皆様方のそれぞれの見識のあるご意見をその都度賜れば正解かなと。また、お願いします。

まあ、こういう席でございますが、今までのような枠組みでやっているとなかなか難しゅうございますし、役人さんというのは、一般、頭のいい人ばかりですけれども、やはり既存の施策の中でしっかりやっていくのは公務員の立場でございますので、それをはみ出すか、はみ出さないか、改めるというのが、これ政治の世界であります。そこを果敢に打ち破って、そして、こういう国民の合意を求めて、そして、民間の有識者の皆さんの意見を中心に、また地方自治体も責任を明確にしながら、そしてまた、それが地域の経済に反映されていく。そういういろんな絡みの中で推進していくのは極めて難しいわけでございますが、どうかひとつ皆様方には、提言を我々に渡してさよならではなしに、ひとつ連帯保証人として今後ともご指導いただきますことを心からお願い申し上げ、一言ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございました。

○有馬会長 はい。どうも、大変ありがとうございました。山本農林水産副大臣にはおかれましては、公務のためにご退席されます。まことにありがとうございました。

○山本拓農林水産副大臣 どうも、ありがとうございました。

○有馬会長 それでは、引き続き議事を進めてまいります。

議事の（３）でございます。美しい森林づくり推進国民運動の展開について事務局から説明をお願いいたします。

○沼田計画課長 それでは、資料３に基づきまして、美しい森林づくり推進国民運動の展開についてご説明させていただきたいと存じます。

先ほど私どもの方からお答えさせていただく中で、森林整備部長からもお話しございました

けれども、実質的なねらいは先ほど説明したとおりでございます。この資料3にまとめておりますのは、具体的にこれからどういうふうにやっていくのかということを説明させていただくための資料ということでお考えいただければありがたいと思っております。

私どもとしても、一番大事って言いますか、念頭に置かなければいけないのは、やはり間伐等の保育をきちんとやっていく。森林資源、これまで造成してきたわけでございますんで、せっかく造成されてきた資源というものをきちんと管理、保全していくということがあろうかというふうに考えていますし、また、長伐期化なり、広葉樹林化なり、そういった多様な森林づくりを推進していく。こういったことが基本にあるのではないかと。森林・林業基本計画のときも先生方にご議論いただいたわけでございますけれども、こういったものを基本としてやっていこうということでございます。

先ほどからお話が出ておりますけれども、現状では、一つには、地球温暖化防止の観点で、1990年の基準から日本の総体としての温室効果ガスの排出量を6%減らしていかななくてはならないということになっております。その中で、森林吸収源として1,300万炭素トン、パーセントにしますと6%のうちの3.8%に相当するわけでございます。6%という実数のうちの3.8%という、6分の3.8という割合でございますけれども、そういった貢献をしなければいけないというわけでございますので、私どもとしてもきちんとそういったものを達成していかななくてはならない。そういったものを達成していくためにも、従来からやっておりますその森林整備をさらに追加していかなければいけない。そういったもののための森林吸収源対策を推進していく必要があるというのが一つでございます。

それから、育成林の資源自体が充実してきておりますし、また、木材需給率も上昇してきております。価格も、特に昨年の下半期からでございますけれども、変わってきたというような状況でございます。私どもの認識として、今がその森林整備保全を進めて温暖化防止、またその森林・林業・山村の再生を図る絶好のチャンスというふうに考えているわけでございます。

そういったこと、それから、当然のことながら国民の皆様方のニーズにも対応していくということが必要だというふうに考えておりまして、まず目標として毎年55万ヘクタール、計330万ヘクタールの間伐を推進していきましょと。この目標値自体は森林吸収源対策、温暖化対策上の第一約束期間が2008年から2012年まで、平成24年までということでございますんで、私どもとして平成19年から平成24年までの6年間というものを念頭に置いているというふうにご理解いただければと思っております。そういった中できちんと間伐をやっていくということが一つでございます。6年間に330万ヘクタールの間伐をきちんとやっていくということを目指

に掲げたということが一つ。それから、多様な森林づくりを推進していきますということでございます。

こういった国民運動を展開していくと。先ほども説明させていただきましたけれども、総理の指示のもとに、関係府省庁一体となってやっていくということでございます。

次のページでございます。運動の内容として、こういった関係府省庁との連携を図って、一つには、国産材利用を通じた適切な森林整備をやっていきます。それから、森林を支える生き生きとした担い手・地域づくりをやっていきます。3番目には、幅広い森林づくりへの参画を求めていこうと、こういったものを中心に据えまして、取組の内容としては、ここに書いてございますように大きく言いますと6つの点を主な内容としてこれから取り組んでいこうというふうに考えているところでございます。

そういった中で、関係府省庁と連携を強化して政府を挙げてやっていくということが一つでございまして、いろんな各界の方々からなる全国推進会議というものを設置して、全国レベルでも、また、地方レベルでも、官民一体となって運動を盛り上げていきたいというふうに考えているところでございます。

次のページでございますけれども、当面の活動方向ということで、スケジュール表がござい

ます。

大きく言いますと、左の方でございしますが、政府の取組と、それから民間主導の取組と農林水産省としての取組、こういうふうに3つに区分しておりますが、政府の取組としては、まず関係閣僚会合というものを2月の23日に実施いたしまして、運動全体の基本方針を決定していただいております。それから、局長・長官級の各省庁の連絡会議を3月29日に行っておりまして、具体的な取組内容について決定していただいております。

政府全体としては、これから、特に4月の15日から1カ月間が、今年みどりの日が変わったということもあるわけでございますけれども、みどりの月間ということもございまして、こういった時期、さらには6月に全国植樹祭もございますので、そういった時期に政府として各種広報活動をやっていききたいというのが一つございまして、さらに、10月になれば、いわゆる10月8日が木の日というのがございますので木づかい推進とか、そういったものを使いながら運動の盛り上げを図っていききたいということでございます。

それから、民間主導で、美しい森林づくり全国推進会議というもの、今まさに詳細検討中という段階でございますけれども、6月ぐらいを目途にこういった会議を開いて、各界の取組を展開していければ非常にありがたいなというふうに考えているところでございます。

それから、もちろん農林水産省としても推進本部を開きまして、いろんな運動の展開というものを実施しているということでございます。また、こういった国民運動を進めていくということになりますと、やはりキャッチフレーズがいるだろうというようなこともございまして、今まさに募集中ということでございます。そういった緑化の式典の中で表彰できるような状況に持っていきたいなと考えているところでございます。

次のページ、参考で掲げさせていただいておりますが、2月の23日ということで、関係閣僚会合で了承していただいた内容を参考につけさせていただいております。

めくっていただきますと、3月29日に関係省庁連絡会議におきます具体的な取組というものを添付させていただいておりますが、各省庁がその次のページが表になっておりますけれども、具体的にどういうふうに取り組んでいくかということで決定していただいたものでございます。関係省庁と申しますのは、この表で見ていただければありがたいのでございますが、内閣官房の地域再生の部局、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、それから国土交通省、環境省、それから、当然のことながら農林水産省というような省庁になっております。最後のページでございますが、農林水産省としての展開方向というものを参考にさらにつけさせていただきました。ご参考にしていただければ非常にありがたいと思っております。

私の方からは以上でございます。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。

それでは、今、ご説明ございました美しい森林づくり推進国民運動について何かご質問等がありましたら……。

どうぞ。前田委員。

○前田委員 前田ですけれども、今ご説明いただいた資料についての質問なんですけれども、3ページ目のこの「当面の活動方向」というところで、真ん中に黄色い枠組みで「民間主導の取組」ってあるんですけれども、この民間とは具体的に何を指しているのでしょうか。

○沼田計画課長 政府としてこういった取組を進めていくということでございますが、やはり、こういったような国民運動として展開していく、私どもとしてもこういった美しい森林づくりについて全国民の皆様方のご支持を得たいというふうに考えているところでございまして、そういった意味で、まさに各界ということでございますけれども、例えば経済界でありますとか、そういったNPO関係の方ですとか、まさに政府以外という意味で民間ということを使わせていただいているというふうにご理解いただければありがたいと思っております。

また、こういった運動を展開していく上に当たりましては、やはり委員の皆様方のご支援、

いろんな場面をお願いすることも出てこようかというふうに考えておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思っております。

○有馬会長 よろしいですか。

はい、どうぞ。横山委員。

○横山委員 中央大学の横山です。

先ほどの答申（案）でも、もう案でなくなったわけですがけれども、そこで、平成19年度の施策で、吸収源で毎年20万ヘクタールの追加的な森林整備が必要だと。これについては、平成18年度の補正予算で積極的な取組を展開するという施策が平成19年度という形で決められたということで、このことについてちょっとお尋ねをしたいと思います。

今、現状で、平成19年度から6年間、毎年20万ヘクタールの追加的な森林整備、間伐が必要だというご認識をされたわけなんですけれども、そのときに、この20万ヘクタールをどういう計画で実施するのかということについて、同じ森林計画をするときに、コストエフェクティブネスみたいなことの観点が入っているのかどうかをまずもってお尋ねしたいと思います。すなわち、手のかかる地域とそうでない地域、いわゆる路網とか、林道とか、そういうところでコストがかからずに間伐ができる地域とそうでない地域があると思うのです。そのときに、ただ単にここでお尋ねしたいのは、20万ヘクタール必要なんだといったときに、その20万ヘクタールの間伐の進め方については何かお考えがあるのかどうか。この辺をお尋ねしたいと思います。

○沼田計画課長 私どもの方として、いわゆる地球温暖化防止の観点で、条約事務局に対してきちんと報告をしなければいけないということもございまして、いろんなデータをとってまいりまして、そういった意味で、たしか1月にご説明させていただいたとは考えておりますけれども、森林吸収源としてカウントできる森林が今どのぐらいあって、そこから吸収量をどのぐらい確保できるかというようなことで計算していきますと、やはり全体として毎年20万ヘクタール、計120万ヘクタールをこれから6年間で追加して森林整備をやっていかななくてはならないというような状況になっていると私どもとしては認識しておりますし、また公表もさせていただいたところでございます。

そういった中で、具体的にそのコストエフェクティブネスの関係から、どういったことを、どういうふうなイメージを考えているかということでございますが、資料3の一番最初のページをちょっとご覧いただければと思いますが、これが実は美しい森林づくりの基本的な考え方にも反映されているところでございまして、育成林の中で、育成林1,140万ヘクタールござい

ますけれども、こういった中で、大体林齢が15年生から60年生ぐらいのものが間伐の対象森林ということで考えますと、大体900万ヘクタールちょっとございます。

そういった中で、私どもとしても、いろいろコストがかかるというのはなかなか難しいだろうと。実際問題としても、手をかけづらいところがあるというようなことがございまして、奥地なんかの当面間伐が困難なものというのは外しながら、できるだけ路網に近いところ、そういったものを優先的に考えながら間伐をこれからやっていこうと基本的に考えているところでございます。

こういった6年間で全体として330万という数字を掲げさせていただいておりますけれども、こういったものを達成するために、やはり、国有林の場合は直轄でございましてである意味進んでできるということでございます。また、民有林の場合、都道府県ないし市町村のご協力というのがやはり不可欠だろうというふうに考えておりますので、そういったものをどういったところを対象にしてやっていくか。あるいは、都道府県でどのぐらいのものをさらにやっていただけるのかどうかというのを都道府県とさらに相談させていただきながら、6年間の計画を立てながらやっていきたいと思っております。私どもとしても、こういった温暖化の関係できちんと、進行管理していかないと、やはり後々大変なことになって困るものでございますので、そういったものはきちんとやらせていただきたい。やっていきたいというふうに考えているところでございます。

○有馬会長 ありがとうございます。

○横山委員 よろしいですか、もう少し。

この点はすごく重要でして、マクロベースで20万ヘクタールやるんだというのはわかるんです。ただ、実際に計画をして、先ほどおっしゃったように進行管理していかなくちゃいけないわけですから、そこはちゃんと詰めていただきたいと思います。

もう一点は、環境税との関連が、今回、触れられていないわけですが、この追加的な20万ヘクタールの森林整備にかかる財源措置としては、林野庁としてはどういうふうにお考えになっていらっしゃるのか。当面は、補正なり、その一般財源でそれだけ予算を要求していくのか。それとも、新たな財源をお考えになっているのか。この辺については、明確でないような気がいたします。いかがですか。

○沼田計画課長 今回、20万ヘクタール追加、18年度補正と19年度の当初予算ということで765億円を従来の水準から、国費でございますが追加をさせていただいたという状況でございます。

具体的な内容としては、530億の部分がいわゆる補正予算ということでございまして、あとは当初予算の中で水産庁さんなり、いわゆる農業の関係とか、ご協力をいただきながら間伐を初めとした森林整備を進めていくという中身になっております。

今、横山先生おっしゃったように、これから6年間ということでございますので、私どもとしてもどういった予算手当てをしていくかというのは、当然、考えていかなければいけないんですが、ただ、役所として考えますと、予算というのは単年度主義ということでございますので、今、目の前のことをきちんとやりましてから考えていこうというのが一つでございます。

それから、さらにその次の段階ということになりますと、いろんな予算要求をはじめとして、さらには、実は、環境税自体もいわゆる税調の中で、さらに引き続き検討という扱いになっているわけでございますので、私どもとしてもいろんな観点から、そういった財源というものを探しながら引き続き努力していきたいと考えているところでございます。

いずれにしても、私どもとしては、関係閣僚会議のレベルでも、こういった330万ヘクタールを、6年間でやるのが必要だというふうにご認識いただいたわけでございますし、そういったものをてこにしながら、さらにきちんとした実行に取り組めるような予算というものを目指していきたいと思っているところでございます。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。

関連でよろしいですか。

○前田委員 毎年20万ヘクタールの追加的な森林整備、間伐が必要ということなんですけれども、現場はこれを聞くと、また助成金がいただけるのかなとか、そういうことを考えちゃうんですけれども、その前に、これ、だれがやるんですかという、ボランティアがやるんですか、プロがやるんですかっていう——私たちやれと言われたら、助成金もらえるかなとは思うんですけれども、実際、今やる人がいないんです。では、これで緑の担い手雇用かなんかだけでできる。今の担い手雇用の制度は、後ろに厚生労働省の方もいらっしゃいますけれども、実は、余り使えないんです。ここに「森林を支える活き活きとした担い手」ということで掲げられているんですけれども、もう少し柔軟な担い手を育成する制度、例えば、我々が、新人が入ってきてすぐに現場で使えるわけというのはありません。1年とか、2年とかやって、やっと使えるようになるんです。私も1人やっと育てたのが5年かかりました。彼はもう、管理から何から何までやってくれますけれども、それぐらい人って、今、大事なんです。我々、本当に人の問題、大きいです。

新生産が始まって、先ほども少しお話がありましたけれども、住宅メーカーの方から旺盛な

国産材供給をしてくれという要望はありますけれども、実際に、では、だれがそれを素材生産するんですか。その後、だれが造林していくんですか。その問題が、今、我々の中で大きな問題です。もう少し林野庁として柔軟な担い手雇用育成の施策を考えていただきたいと思います。これは、今、本当に我々、現場を預かる者として切実なお願いです。

○天野委員 前田さんの意見が悪いというわけではなくて、重ねてなんですけれども、横山委員も先ほど詰めたことをもうちょっと流暢に示しなさいということだったんですけれども、前田さんの意見とちょっと、少し私が違うところは、今、やっぱり、彼女が言ったように、だれが出していくのかということと言うと、林野庁が進めている新生産システムの中で、まあ、私はこの本を皆さんにお配りいたしましたけれども、書きましたように、森を団地化して、施業をまとめて小規模森林所有者の山を道をつけて出していくというふうなチームを急いでつくらないといけないというのが、これが、幾ら目標をつくっても、そういう森から出す人がいなければいけないということなんです。

私の勝手な意見を皆さんのところのお手元に、「林政審議会 委員応募の提言」ということでお配りしております。この中で書いていることなんですけれども、一番下から七、八行目のところに、「全国の森林組合にそれに」と、要するに、もうちょっと上から行きましょうかね。「こういったチャンスに一番必要なことは、「いそいで、山から大量に人工林材を出せる社会システムを再構築する」ことと考えます。それには、森林組合を猛スピードで鍛え直すことが求められるでしょう。わが国の森林所有形態のほとんどである、地域の小規模森林所有者を取りまとめ森を団地化させて、そこへ大橋慶三郎さん式の高密度路網を入れ、小さな道に合った小型高性能機械を使って作業の能率をアップするという、「まっとうな林業作業」を「きちんとやる」ことを森林組合に教えるのです。全国の森林組合にそれにいそぎ取り組ませるためには、「今はそのことをやらなくては森林組合として食ってゆけない」という状況を国がいそぎ作ることが必要と考えます。現在、「新生産システム」が11ヶ所にて取り組まれている“森の団地化”と“高密度路網”への助成を一般化し、当分はそれ以外の補助金をストップして（これが肝心と考えます）」、とわざわざ書いてあります。「全国の森林組合がどうしてもその二つに取り組まざるを得ない体制を国がつくるのです。」ということを書いていますね。ここがちょっと、先ほど前田さんと違うということなんです。

前田さんの言われたそういういろんなメニューを出しなさいと。緑の雇用もっていうふうに言われるんですけれども、緑の雇用についてはいろんな悪口もあります。それは、人1人雇えば300万というふうなお金が来ちゃうので、そこでまた森林組合が甘えちゃうんではないかと

いうことを言う人もいます。また、私の友人である日吉の森林組合の湯浅さんとか、梶山さんなどは、安易に補助金を出すということが森林組合を、言ってみれば、努力させないというふうな傾向に持っていくのではないかというふうにも言っています。

その意味では、補助金というのは非常に難しいんですけども、いずれにしても前田さんが言ったような、山からだれが出すのというチームを急いでつくること、国もやっています。新生産でもやっています。国有林でもなされています。それが、県でもっと取り組まれるような施策が簡単にされないといけないのに、例えば、県でつくられる森林環境税などは、安易にそれをむしろさせないような方向にも向いているというふうなことで、非常にこれは議論が、もっと横山委員とか、前田委員のような議論、あるいは私なりのようなうるさいような人の議論がこの林政審議会や林野庁の皆さんと活発に行われて、今の林業を再生しようというふうなこのスピードに何とか重ねていますけれども、間に合い、それら補助金の出し方も、出すなとは言いませんけれども、そっちの方向に非常に集中して出すというふうな工夫の仕方が必要ときだと思います。

○岩川委員 会長、ちょっと……

○有馬会長 はい。では、やっぱり森林組合が出たから、一言、あれですが、大分時間がもう迫っていますが……

○岩川委員 時間を気にしながらちょっとコメントさせてください。実は、林野庁さんがお答えになるより私が答えた方がいいかなと思って……。

実際、今、日吉の湯浅さんや梶山さんが中心になって、一昨日、長官も出席して林政部長さんもお出席いただいて、ご教示いただいて、全国国産材安定供給推進協議会というのを打ち立てました。これは中央の山側の各団体をメンバーにしまして、これからはやっぱり林野庁の施策を有効に活用して、今まさに天野さんから激励のエールが送られましたけれども、軽減型の集約施業システム、これのモデルを12組合つくりました、全国で。ここに240組合ぐらいが集まってそのノウハウを研修して、普及していくと。それで、循環型の間伐の施業と間伐材の増産を図っていくということで、実は準備を、というか、もう年度内から進めておりましたし、18年度の事業でも革新的施業ということで、森林組合がコストダウンの機械化導入による間伐の生産システムの開発・普及というようなことも始めておりますので、そういう意味で、少しこたえていけるのではないかと。

19年度の施策、予算案はほぼ決まっちゃっているわけですね。だから、来年度に向けては、先ほどありました県段階が、今、地盤沈下しておりますから、それをサポートするために、例

えば特別交付税なのか。あるいは、所有者の自己負担を軽減する方法があるのか。これは、来年度に向けた対策ということで、やっぱり、またいろいろ林野庁さんと、我々も要望もしておりますけれども、林野庁の検討をいただくようなことで進めていけばいいのかなと思っております。

この美しい森林づくり推進国民運動に関しましても、実は、先ほど民間はどうするんだということでしたが、今申し上げました国産材安定供給の協議会で、全国の森林組合連合会として、手を挙げてこの美しい森林づくり運動に取り組むという考え方も表明しまして、ぜひ、民間組織ができるときには私も積極的に参加して行って、この運動を進めていきたいと思っておりますので、今後ともぜひ叱咤激励をお願いしたい。頑張りますので、よろしくお願いします。

それから、施策部会の一員として、会長のまとめは、僕は非常に感心して先ほど聞いておりました。いろんな意見がもう雑多、特に林家の方、それから地方で活動されている方、非常に切実ないい意見も出されまして、紙面構成もかなり修正をして本日の成果品ができてきておりますので、その施策部会とこの審議会との、何と言いますか、さっき会長がおっしゃったようなところは、またいろいろ事務局で工夫をしていただければいいのかな。会長のまとめも非常に良かったということ、ひとつコメントをつけ加えさせて終わります。すみません。ありがとうございました。

○有馬会長 ちょっと、すみません。

○島田林政部長 前田委員の方からも、今、担い手のお話いただきましたけれども、20万ヘクタールの追加的な森林整備を進めるためには、追加的な部分ですから、それをだれが担うのかということ、我々も一生懸命考えていかなきゃならないというふうに思っています。早速、都道府県ともいろいろ今打ち合わせをさせていただいています。そういう中で、今おっしゃっていただいたように、森林組合の皆さんたちも本当に頑張っていたかなければならないというふうに思っています。とにかく20万ヘクタールの追加的な森林整備をこなさなければならないということで、いろんな施策をこれから考えていきたいというふうに思っていますので、また、いろいろご助言等いただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

○有馬会長 それでは、大分時間も迫っておりますが、今の美しい森林づくりのこれにつきましてはどうですか。1点だけですか。

○前田委員 一言だけこれは言わせていただかないといけないんですけども、森林を担うのは決して森林組合だけではない。我々、森林経営者と素材生産業者もあるんだということを私

は私の立場で、絶対これは今日は言わせていただきます。

○有馬会長 はい。いずれにしましても、これからこの美しい森林づくり、これにつきましては、今後、やっぱり一番メインになることでもあります。ただ、新生産システムを含めて、いろいろ議論になろうかと思えますけれども、いずれにいたしましても、やっぱり、基本的な原点になるというのは何なのかということだけは、まず我々はよく頭に置いておかななくてはいけないんじゃないか。それは、森林というのは、やはり基本的に持続可能でなくちゃいけない。そのところをまずひとつ頭に置いておいて、そのために、もう一つは地球環境問題というのも一つの大きな視点があるということで、そのためにやはりやらなくちゃいけないこと、人の問題が、それから金の問題がある。それから各地方、それから各担い手との問題がある。これを各々やはり——大もとのところで今申し上げましたように持続可能、ここのところをまず頭に置いておいた上でちゃんと議論をしないと、これからいろんなのが、どうしても枝葉末節にいろんなことがなりがちであります。そういう点で、それをまずベースに置いておいた上で、人の問題、それから金の問題、それから各役割分担、これを進めていただく。これは各々多分、場所場所によって随分違ってくるだろうと思います。その状況によって違うだろう。あるいは、やはり大事なことは、先ほどもお話しございましたように、多分、何をやっているんだということをまずきちっとオープンにする。それをするっていうことが大変重要であろうということが、多分、ご指摘いただいたような点ではなかろうかという具合に思っております。

まだまだ、議論は永遠に多分続くというような感じもいたしますので、ここで一応切らしていただきたいと思いますけれども、よろしゅうございましょうか。

それでは、次の議事の（３）の特別会計に関する法律について事務局からお願いいたします。

○高柳管理課長 管理課長、高柳と申します。

お手元の資料の４番、特別会計に関する法律というのがございます。

めくっていただきまして、制定の趣旨でございます。

特別会計の見直しにつきましては、昨年できました行政改革推進法におきまして、政府は、特別会計の廃止及び統合、一般会計と異なる取り扱いの整理並びに企業会計の慣行を参考とした資産及び負債の開示その他の特別会計に係る情報の開示のため、法制上の措置を講ずるものとするとしております。これが、本通常国会に特別会計に関する法律案として提出されまして、３月26日に可決・成立し、３月31日に公布され、本年度予算から適用されております。

中身でございすけれども、従来31ありました特別会計について、各特別会計ごとにある設置の根拠を定めた法律につきまして、これをすべて廃止しまして、この法律に一本化しました。

また、一定の経過期間を経まして、17の特別会計に、今後、統廃合するということになっております。

また、各特別会計に関する共通基準といたしまして、歳入歳出予算の区分ですとか、予算・決算の作成・提出等の情報開示に関することにつきまして共通の基準を定めたものでございます。

国有林野事業特別会計の扱いでございますけれども、国有林野事業特別会計につきましては、基本的には現行制度をそのまま維持しております。共通ルールにより細部規定で変わわる部分はございますけれども、現行制度をそのまま維持しております。

一方、行政改革推進法におきまして、国有林野事業につきましては、「同特別会計の負担に属する借入金に係る債務の着実な処理その他国有林野の適切な管理運営のため必要な措置を講じつつ、事務及び事業の性質に応じ、その一部を独立行政法人に移管した上で、同特別会計を一般会計に統合することについて、平成22年度末までに検討する。」ということとされておまして、現在、この検討を行っているところでございます。

次のページをご覧ください。

参考1でございますけれども、特別会計に関する法律、総則で共通事項を定めておまして、第2章の方で各特別会計ごとの目的とか、管理・経理等を定めております。

第12節で国有林野事業特別会計について規定しております。

次の3ページをご覧ください。

参考2で、行政改革推進法でございますけれども、これについて触れております。

関係するのは第19条、ここで特別会計の廃止・統合云々かんぬんで、法の必要な措置を講ずるというふうに決められております。

第28条でございますけれども、繰り返しになりますけれども、国有林野事業特別会計につきましては、今後、「一部を独立行政法人に移管した上で、」また、「同特別会計を一般会計に統合することについて、平成二十二年度末までに検討する」となっております。

一番下の第50条でございますけれども、国有林野事業の実施主体につきましては特定独立行政法人以外、つまり、これは公務員ではない民間、非公務員型という意味でございますけれども、公務員ではない独立行政法人への移行を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるというふうになっております。

次のページに、定員管理と、閣議決定が2枚つけておまして、最後に今後の検討方向のイメージをつけております。

いずれにいたしましても、これ、現在、検討中でございます、今後、当審議会にご指導を賜りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。独法の話がちょっと出てきたんですけれども…
…

はい、どうぞ。岡田委員。

○岡田委員 ちょっとだけ意見を交えてお願いします。

国有林の問題については、平成10年のこの林政審議会で大変なご議論をいただいて一定の方向性というのは出てきている。それから余り時間がたっていないというのが一つあるかと思います。

それから、もう一つは、行革推進法でこれがずっと出てきている話なんです、森林の管理の問題については、時の政権を超えて、やはり、我が国の近代以降、森林法と、もう一つは森林基本法、あるいは国有林の場合ですと最近規定をされました管理経営法ですね。この中で国有林野の管理経営の譲ってはいけないところ、大事なところというのはきちっと決められてきたと思います。その中で何が大事かというと、森林については土地の所有と上物を決して離して理解するのではなくて、森林というのは、まさに立木地区と土地が一体としているところを森林と、こういう言葉を当てていますし、それは農業にはない言葉ですね。だから概念が違うということをもって、やはりこの新しい一般会計と独法でというこの最後の図は、まさにこの上物と、あるいは国有財産である土地そのものの管理を分けるがごとくのこのイメージが大変強いんですが、果たしてそれでいいのかという根本のところ、もう一つの法律等を踏まえた議論というのをぜひ行っていただきたいという意味合いで、農水省あるいは林野庁がある構想をまとめる。それも結構なんです、先ほど触れたように林政審議会も、この間ずっと国有林野問題を議論してきたという経過もあって、この林政審の場でもぜひ同時並行で議論をさせていただく。あるいは、そこにも議論をきちっと付託をするという姿勢を持ち続けていただきたい。そうなりますと、この後、この問題へのスケジュールというのがどうなるというあたりが、実は大変気になることでございます。

お願いごとですが、よろしく、どうぞ。

○平野経営企画課長 経営企画課長でございます。

岡田委員のご指摘の点でございますけれども、新しい国有林のあり方、あるいは独法組織のあり方につきましては、これからの検討ということになるわけでございまして、その具体化に

際しましては、これまでに規定されております法令などの諸規則に基づきながら、今後、さらに検討を進めていかなければいけないというふうに考えております。

あわせて、これらの検討に際しましては、たくさんの主体、多くの主体、あるいは国民の皆さん方からのご意見もいただきながら進めていかなければいけませんので、岡田委員の先ほどのご指摘の点につきましても、しっかり念頭に置きながら、新しい組織や、あるいは業務の姿について検討してまいりたいというふうに考えておりますので、いろいろとご示唆、ご指導、よろしくお願いいたしますというふうに考えます。

○有馬会長 いかがでしょうか。特に、独法についてはいろんな視点がございまして、今までの、五、六年たっておりますけれども、または、関連もまだ必ずしも整理されているとかではありませんし、それから、国土の3分の2を占めていると。それこそ森林というのは、それとの連携ということを考えますと、かなり慎重な議論というのは必要ではなかろうかというご指摘かと思っておりますので、多分、当審議会としてもやはりそれなりのことを考えておかなくちゃというご指摘かと思っております。

よろしゅうございましょうか。それでは、どうもありがとうございました。

それでは、最後の議事でございますが、松くい虫被害対策につきまして事務局からお願いいたします。

○瀬戸森林保護対策室長 研究・保全課の森林保護対策室長の瀬戸でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料の5番でございます。めくっていただいて1ページをご覧くださいと思います。

松くい虫の関係でございますが、まず一般論を申し上げますと、松くい虫被害は、最近、減少傾向にあつて、被害度が最大の昭和54年度に比べると3分の1程度には減っておりますが、依然としてやはり予断を許さないということでございまして、毎年、松くい虫の被害の状況及びその前年度にやりました特別防除、これは航空機を使って薬剤を散布するものでございますが、その効果調査と自然環境等影響調査の結果を林政審議会の方に報告をさせていただいているわけでございます。

前のことでございますが、17年度の調査につきましては、昨年の8月28日の当林政審議会には報告をさせていただいております。

繰り返しになりますが、委員の方もおかわりになりましたので、報告の概要を説明しますと、まず効果調査につきましては、趣旨がありまして、調査区の設定でございますが、特別防除と言ひまして、航空機で薬剤散布をする箇所と、その対象区として特別防除をしてないところ

を設定をして調査をするということにしてくださいました。

ただ、この（注）にちょっと書いてございますが、特別防除をやる場合も、そういう薬剤散布だけではなくて、被害木を伐倒するとか、そういうそれ以外の防除方法もとられてございまして、当然、比較をするところも同じような防除方法をとられた場合のみを集計をするというようなことでやってきていたわけでございます。

調査内容として毎木調査をしてございますが、昨年度の報告の調査結果の概要としての取りまとめは、このエのところで囲ったとおりのことで取りまとめをさせていただきまして、特別防除による防除効果は高いというようなことで報告をさせていただいております。

2 ページ目でございます。

これは自然環境等影響調査の概要でございまして、自然環境及び生活環境に及ぼす影響を把握するということで、空中散布をやったところに2ヘクタール程度の調査区を設定し、散布をしないところにも調査区を設定するということで調査をやっております。

調査内容でございますが、ここにありますように、特に自然環境等に及ぼす影響につきましては、林木、下層植生、野生鳥類、昆虫類、土壌動物等の調査と、あるいは河川及び大気中における薬剤の残留等について調査をさせていただいております。

これらの調査結果の概要としての取りまとめは、右側にございますように、囲った中でございまして、いろいろの調査をやった結果というか、取りまとめでございまして、17年度の調査によりますと、実際にやられました特別防除によつての影響は一時的なもの、または軽微なものということで報告をさせていただいております。

次の3 ページでございます。

実は、これからが今回のご報告の中心でございまして、この報告の後、これらの調査はいずれも都道府県の方でやっていただいておりますが、それを林野庁の方で取りまとめて資料を提出をさせていただいているのですが、まず、効果調査のところで、県からの報告の中でどうも適切には報告が記載されていないものがある。あるいは、自然環境等影響調査につきましては、資料作成時において集計すべきデータを見落とした事例などがあるということが判明をいたしましたので、県から報告をもらっておりますので、その内容が確認できた平成14年分の調査にまでさかのぼりまして点検をさせていただきました。

点検の結果でございまして、まず効果調査についてでございます。県からの非特別防除区における防除手法の報告が適切に実施されていないという事例があったことから、集計対象を見直しまして、被害率を再整理をさせていただきます。

報告は適切でないというのは、例えば、計画では被害木を伐倒して薬剤散布等も行うという計画でしたが、その計画どおりにも行わなかったのですが、ご報告だけは計画に従って報告をされていたというような事例がございますので、そのあたりからきちっと集計すべきものを見直し、再整理をしたものが表1でございます。

再整理前というのが、それぞれの年度の調査の結果ということでご報告をさせていただいたものでございまして、下の段が、今回、見直しをして、集計対象に含めるべきではないもの等を除いて再集計をしたものでございます。

その結果によれば、特別防除区における被害本数率というのは、やはり非特別防除区に比べて総じて低い水準ということは変わりはありません。このことから、今まで報告資料のまとめで特別防除による防除効果の高いことが認められるというふうに結論させていただいたところについては、変更の必要がないというふうには考えてございます。

4 ページでございますが、以上のことを踏まえまして、17年度の結果として、昨年、お示しいただいた調査結果の概要につきましては、ここにありますように修正をさせていただきたいと思えます。箇所とか、パーセント、若干変わってございますが、まとめのところは、ちょっと割合は変更してございますが、その中身については変更はないということでございます。

続きまして、5 ページでございます。

自然環境等の影響調査の関係でございますが、これは、アでございますが、各県から報告をいただいております、それを資料として提出する際に見やすいようにこちらの方で集計をして表等を作成をしているわけですが、そのとき、やはり集計すべきデータを見落とししたというようなことがございまして、集計表に誤った数値を表記したものが確認されました。それが右の6 ページのところに、14年度から17年度までの調査結果の中で、若干数字等を見落とししたりしていたもので変更あるものがございましたので、こういうふうな修正が必要ということでございます。

戻りますが、これらを踏まえまして、もう一度各県から報告されながら、さらに各県での自然環境等への影響の調査の考察というものを書いていただいておりますので、それを確認をしましたが、立木、下層植生及び野生動物等への薬剤散布による大きな影響は認められないという結果は修正する必要はないということを各県からの報告によって確認をさせていただきました。

また、平成17年度調査では、散布区域内においては、散布当日の大気中における気中濃度が一時的に環境省で定めている気中濃度評価等を超えた事例がございましたが、散布翌日には評

価値以下に低下をしているということでございました。

このことから、特別防除が自然環境等に及ぼす影響は一時的なもの、または軽微なものにとどまっているというこれまでのまとめにおける結論には変更はないというふうには考えてございます。

しかしながら、昨年、提出しましたものの調査結果の概要については、右側のように訂正をさせていただきたいと思います。

この下線部分について訂正ということでございまして、ちょっと、下線部分は訂正のところ引いたつもりでございしますが、この下線を引いてあるところの2箇所目のところの一番最初の「また、」というところですが、訂正でございまして、下線を引き忘れてございます。申しわけございませんが、ここも追加になったところでございます。

以上でございます。このような林政審に提出させていただきますその資料につきましてミスがあったことは、我々事務局として非常に申しわけないことでございますので、今後、こういうことがないように気をつけてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○有馬会長 はい、ありがとうございました。

松くい虫の被害対策についての訂正ということでございますが……

はい、どうぞ。鷺谷先生。

○鷺谷委員 鷺谷です。生態系レベルでのデータの扱いの難しさを日々実感している研究者の立場から一言だけ申し上げさせていただきたいと思うのです。

この種のモニタリング等化学データの扱いが、ときに粗雑になってしまうことに関しては社会の厳しい目が向けられるようになっている昨今ですので、このように丁寧に見直しをされて、ご報告をいただいたこと、大変意義が大きいことだと思います。

その上で一言だけなんですけれども、5ページの右のエ)のまとめの表現、もう少し慎重なものでもいいかなという印象があるんです。

具体的に申し上げますと、「等に及ぼす影響は、」の後に、調査対象とした生物薬剤残留等の指標に関する限り、調査したものに関してははっきりしたことが言えるんですけれども、一般に自然環境への影響について論じることはやや難しいように思いますので、その限定をつければ科学的にも正しい表現になるのかなと思います。

以上です。

○瀬戸森林保護対策室長 まことにそういうことだと思います。

ただ、ご覧のこれは昨年報告したものであり、ちょっと今回の点検による影響ということではないのかもしれないんですけども、今後もこういう報告をするときにはそういう形で追加をして出させていただきますし、今年の夏、昨年やりましたものの調査結果をまた同じようにご説明させていただくときには、十分そういうふうに踏まえてつけ加えさせていただきたいと思います。

今後とも、調査内容等についてもご指導願いたいと思います。よろしくお願いします。

○有馬会長 余り一般論的になっちゃうとちょっと知見であることだけ、これは間違いないわけでありますので……

はい、どうぞ、櫻井委員。

○櫻井委員 鷺谷委員と一緒になんですけれども、1点だけ、ちょっと問題点を指摘された場合には、問題があったというときに、さっと答えを出していただいたことは非常にいいことだと思います。これは出す側の信用が高まったということだと思いますし、微妙な問題ですので、そういうことを今後ともよろしくお願いいたしたいと思います。

○下川委員 私の意見は、調査の方法についてなんですけれども、河川水だとかでしたら、あるいは海域でしたら、このとおりでいいと思うんですが、例えば、その散布された区域の地下水が、これはやはりどうも累積しているのではないかなというふうに思うのですが、その可能性も確かにはないとは言えないと思うのですが、その点についての調査はされているのでしょうか。

○瀬戸森林保護対策室長 確かに、そういうようなご議論というのはあるというのは承知してございますが、ちょっと、現在のところ残念ながら地下水までの調査までは行ってございません。今後、いろいろ調査の内容を拡充するということは検討していかないといけないと思いますので、その中で、どこまで本当にできるかということもございます。それと、要は、なかなか森林に対する防除だけではなくて、ほかのいろいろな防除もあるので、そのあたり、ほかの関係の省庁ともいろいろご相談をさせていただきたいというふうに思います。

○有馬会長 よろしゅうございましょうか。

それでは、松くい虫被害対策につきましての議論を終わりにしたいと思います。

以上で大体終わりなんですけど、実は、これは事務的なことでちょっとご了解いただかなくてはいけないことがございます。先ほど答申をいたしました。農林水産大臣松岡大臣に答申いたしましたけれども、海外出張歩中の方の場合には、やっぱり臨時代行としてされているようでございます。したがって、先ほどのいわゆるあて先を農林水産大臣臨時代理国務大臣若林

正俊の名前にどうも訂正をして答申をなすということでございますので、訂正をいたしてお渡ししたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いいたします。ある意味事務的なことっていうのは、なかなか難しいものがあるという具合に思っておりますが、よろしく願いいたします。

以上、今日、それこそ大変厳しい時間内にご審議いただきまして、ありがとうございました。今日、いろいろこの審議会について、それから、施策部会との問題についても、いろいろやはり情報のスムーズな、要するにロスというんでしょうか、それが一つ指摘されたところもございますし、それから、今日ご出席された方も言いたいことがたくさんおありになったんじゃないかなという感じを受け取っております。そういうことを考えますと、事務局としてもそれなりの多分ご努力をされていると思いますけれども、委員の先生方も事あるごとに、どうしてもこの委員会ではやっぱり限られた議論しかできませんので、いろんな面で、先ほどこの資料についてはもう前もってなるべく早い段階でお渡しするようにという努力をされているようでございますけれども、それでもやはりタイトなスケジュールでやっておられますので、何とか日常的にもいろいろなところでも情報が流れるようなことは、ひとつこれはお願いもしておなかぐちやいかんかなと、私もお話を伺いながらちょっと感じたところがございます。果たして、それが可能かどうかということはございますけれども、可能な限り事務局としてもご努力いただけるであろうという具合に考えております。

はい。何か、今の考え……

○天野委員 今の委員長のお考えに賛成で、私たち遠いところから、前田さんも私も来ております。もっと遠いところから来ていらっしゃる方々もいらっしゃいます。ですから、2時間とか、そういうふうな設定にしないで、3時間とか、もうちょっと長い時間を皆さんでやらないと、先ほども言ったこういうスピードアップが必要な時代でございます。森林をちゃんと使って元気につくっていかうということのために2時間しか時間が使えないというのはよくないと思います。私も我慢しますので、長い時間やりましょう、今後は。

○有馬会長 ありがとうございます。

実は、私も大変遠いところから参っておりますので、なかなか厳しいなと思いつつも、やはり実のある審議をしなくちゃいけないということだけは事実でございますので、可能な限り、時間が足りなかったら、2時間でできなかったら、また次回というようなことにしていかなくてはいかんだろうという具合に思って……。ただ、今ご指摘のようにスピードアップの時代、アップをやらなくちゃいけないことももう事実でございますので、ひとつそういう点では可能

な限り対処していくという形でお願いしたいと思っております。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。これで終わりにいたしたいと思
います。

午後 0時20分 閉会